

境町立小中学校の適正規模及び適正配置に関する提言書

境町学校のあり方検討委員会

はじめに

境町では現在、小学校5校、中学校2校が設置されています。規模の違いはありますが、それぞれの学校は各地域で大切にされ児童生徒、教職員、保護者、地域住民によって特色ある教育活動を展開し、よき伝統と校風が創られています。しかし、全国的な人口の減少及び少子高齢化が進行する中、境町においても子どもの数は減少を続けており、学校教育の目的及び目標をより良く実現していくための教育環境づくりとして、学校の適正規模・適正配置の検討は喫緊の課題となっております。

このため、境町学校のあり方検討委員会は、令和3年7月13日に教育委員会より、「境町立小中学校の今後のあり方に関する基本方針」について提言を求められました。

本検討委員会では、日頃から学校教育に携わる方々の意見を提言に反映したいと考え、一般町民、保護者、教職員、児童生徒（小学校6年生及び中学校3年生）を対象としたアンケート調査、また、小規模校の学校長を対象としたヒアリング調査など、現状把握に努めながら将来を展望した内容となるように審議を重ねてきました。

全6回にわたって開催してきた検討委員会では、子どもたちの教育環境がより良いものとなることを前提に、さまざまな観点から町立小中学校の規模・配置の適正化についての考え方をとりまとめ、提言する運びとなりました。

今後、学校関係者、保護者、地域の方々など住民全体の理解と協力を得て、学校の規模及び配置の適正化が推進されることを望みます。

令和4年5月

境町学校のあり方検討委員会

目 次

はじめに

- 1 検討委員会の概要
 - (1) 検討委員会の提言項目
- 2 町立小・中学校の現状
 - (1) 児童生徒数の推移
 - (2) 児童生徒の将来推計
 - (3) 通学区域の状況
 - (4) 学校施設の状況
- 3 境町学校の規模・配置等に関するアンケート調査
 - (1) 調査の目的
 - (2) 調査対象
 - (3) 実施方法
 - (4) 調査期間
 - (5) 調査票回収率
- 4 学校規模適正化の必要性（国の手引及び小規模校ヒアリング）
 - (1) 学校規模適正化の背景
 - (2) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方
 - (3) 小規模校の課題
 - (4) 小規模校に対するヒアリング
- 5 境町における適正（望ましい）と考える学校規模（学級数）
 - (1) 国や県の定める標準的な学級数
 - (2) アンケート結果（抜粋）
 - (3) 各委員からの意見
 - (4) 境町における適正（望ましい）と考える学級数の考え方
- 6 境町における適正（望ましい）と考える適正配置（通学条件）
 - (1) 国の定める通学距離・通学時間の目安
 - (2) アンケート結果（抜粋）
 - (3) 境町における適正（望ましい）と考える学校の適正配置（通学条件）の考え方
- 7 学校規模の適正化に向けた具体的な方策及び留意点
 - (1) 学校規模の標準を下回る場合の対応の目安
 - (2) アンケート結果（抜粋）
 - (3) 各委員からの意見
 - (4) 小中学校の適正規模・適正配置を実現するための具体的な方策及び留意点
 - (5) 適正化の対象校及び進め方

おわりに

1 検討委員会の概要

(1) 検討委員会の提言項目

本町における児童生徒数は、1984 年度（昭和 59 年度）のピークから、長期的な少子化の影響により、令和 3 年現在で約 42%にまで減少しており、学校数は 7 校と変動は無いことから小中学校の小規模化が進んでいます。また、今後の推計からも、更なる児童生徒数の減少は避けられず、学校規模の維持はますます困難になることが予想されます。

現在、それぞれの学校では、保護者や地域の方々の協力を得ながら、教育効果が上がるよう、様々な工夫や取組を行っていますが、このまま児童生徒数の減少が進行すると、子どもたちの学習や学校生活への影響や教職員の配置の問題、学校行事の縮小等、次第に小規模化に伴う課題の方が大きくなる懸念されます。

子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、お互いに切磋琢磨しながら、学力・学習意欲を高め、心と身体を健やかに成長させるためには、小中学校は一定の集団規模を確保することが必要であります。また、全国的に研究や取組が進められている小中一貫教育や義務教育学校についても見解を深め、本町の教育に効果的に取り入れていく必要があると考えられます。さらに、校舎や体育館等の学校施設においては、その多くは昭和 50 年前後に建設されており、老朽化が進行しています。本町ではこれら学校施設の耐震補強や大規模改修工事に取り組んでいますが、今後は施設の安全と機能の維持向上に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

これらのことから、義務教育 9 年間を通し、子どもたちが自ら夢や目標をもち、生きる力を育むことができる持続可能な学校環境づくりを目指し、「境町立小中学校の今後のあり方に関する基本方針」について境町学校のあり方検討委員会に提言を求められました。

○ 提言項目

- 1 本町や地域の状況を踏まえた町立小中学校の規模・配置の適正化に関する基本的な考え方に関すること
- 2 町立小中学校の規模・配置の適正化のための具体的な方策と魅力ある学校づくりに関すること

2 町立小・中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

児童生徒数及び学級数の状況を見ると、小中学校の児童生徒数は、長期的に減少傾向が続いており、40年前との比較では、小学校で約44%、中学校で約49%にまで減少してきています。

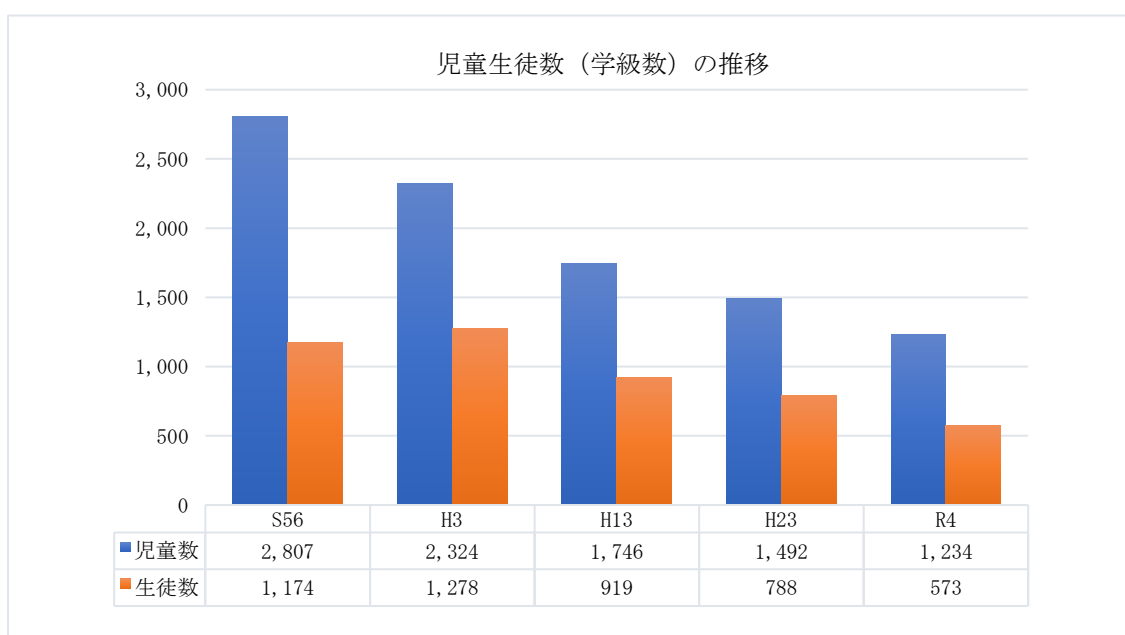
学級数についても、小学校で約61%、中学校で約55%にまで減少してきており、全学年単学級あるいは学年によって単学級となる学校が出てきています。

小学校	S56	H3	H13	H23	R4
境小学校	1,091(27)	733(21)	608(19)	571(18)	487(16)
長田小学校	532(15)	451(13)	329(12)	312(12)	284(11)
猿島小学校	473(13)	444(13)	305(11)	216(8)	189(7)
森戸小学校	426(12)	431(13)	311(12)	249(10)	177(7)
静小学校	285(10)	265(9)	193(6)	144(6)	97(6)
合計	2,807(77)	2,324(69)	1,746(60)	1,492(54)	1,234(47)
1学級平均人数	36.5	33.7	29.1	27.6	26.3

中学校	S56	H3	H13	H23	R4
境第一中学校	791(20)	810(22)	571(16)	529(14)	372(11)
境第二中学校	383(11)	468(13)	348(10)	259(8)	201(6)
合計	1,174(31)	1,278(35)	919(26)	788(22)	573(17)
1学級平均人数	37.8	36.5	35.3	35.8	33.7

※児童生徒数は、各年5月1日現在の人数

※()内は、学級数で特別支援学級数は除く数



(2) 児童生徒の将来推計

小学校児童数は、推移として増減はありますが、傾向としては今後も現時点よりは減少が見込まれます。

中学校生徒数については、令和10年度までは現時点より減少しないと見込まれる学校がありますが、令和11年以降に入学する出生数からみた小学校入学予定者数が減少傾向にありますので、その影響を受けた生徒数で推移するものと見込まれます。

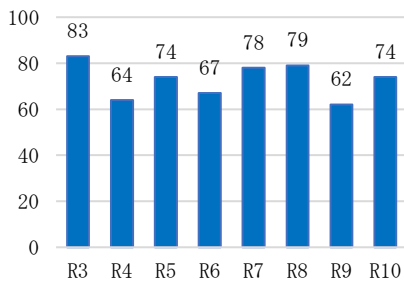
○小学校入学予定者数（出生数から算定）

小学校	R3 (実数)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
境小学校	83	64	74	67	78	79	62	74
長田小学校	39	61	48	49	40	59	33	41
猿島小学校	27	30	33	26	29	11	18	18
森戸小学校	24	23	26	22	23	14	20	20
静小学校	19	16	23	16	9	10	9	7
合計	192	194	204	180	179	173	142	160

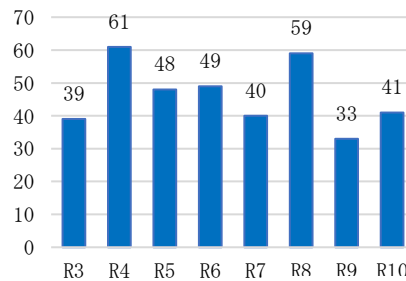
○中学校入学予定者数（小学校在籍児童数より）

中学校	R3 (実数)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
境第一中学校	131	130	149	147	148	149	141	141
境第二中学校	78	61	60	69	58	70	51	53
合計	209	191	209	216	206	219	192	194

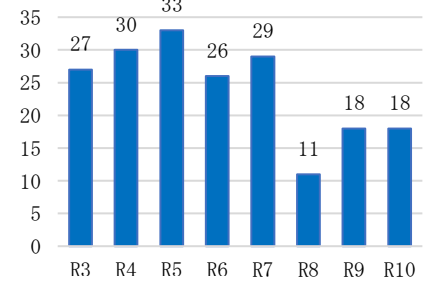
入学予定者数（境小）



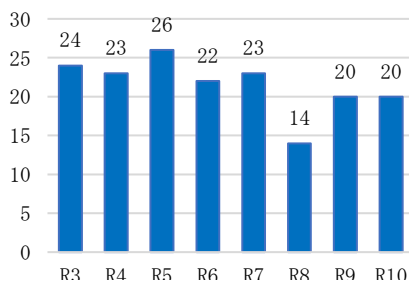
入学予定者数（長田小）



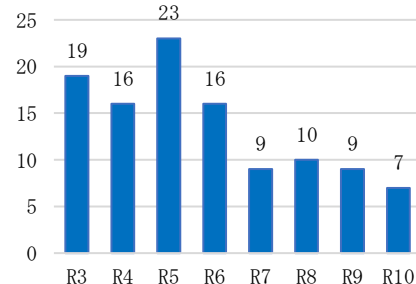
入学予定者数（猿島小）



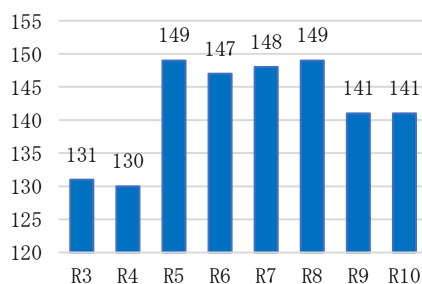
入学予定者数（森戸小）



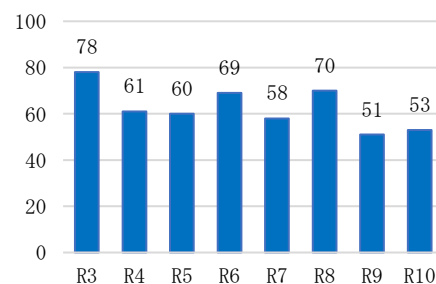
入学予定者数（静小）



入学予定者数（境一中）



入学予定者数（境二中）



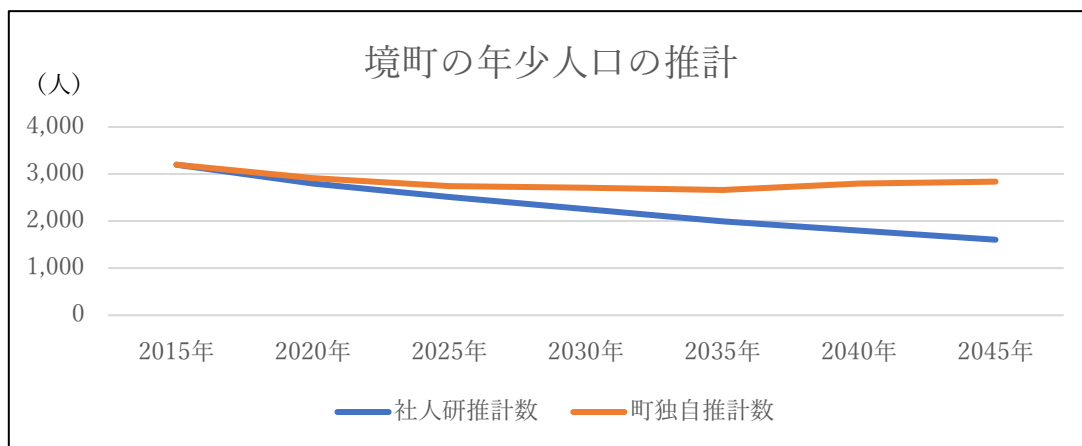
(参考) 境町の年少人口 (0～14 歳) 推計

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
社人研推計数	3,199	2,799	2,513	2,252	1,998	1,796	1,605
町独自推計数	3,199	2,913	2,741	2,711	2,662	2,795	2,837

境町人口ビジョン (令和 2 年 3 月改定) より

※社人研推計数：国立社会保障・人口問題研究所による推計数

※町独自推計数：境町は、合計特殊出生率の向上と社会増減数の改善を実現することで、人口確保を目指す。

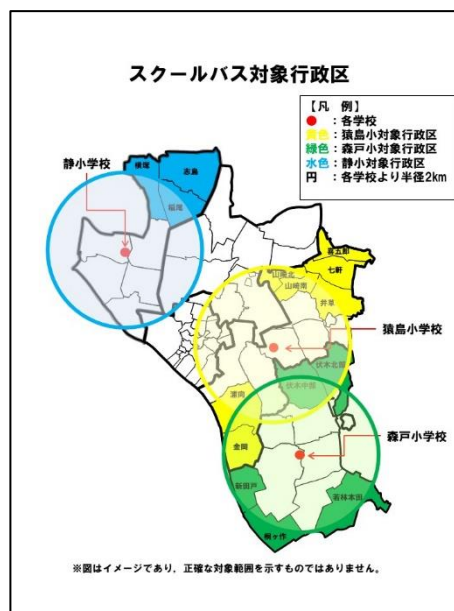
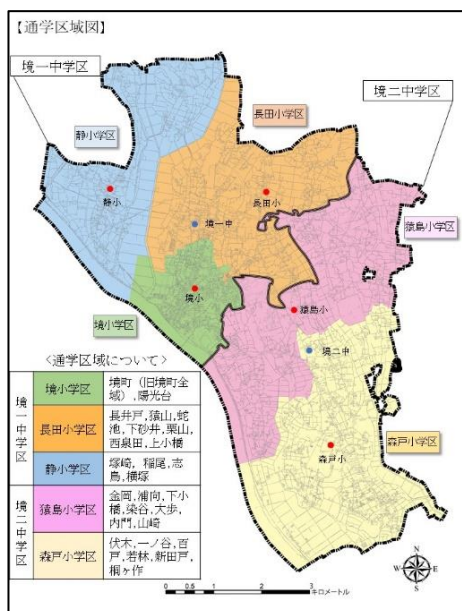


関係資料「児童数及び学級数の推移」

(3) 通学区域の状況

小学校区は、境小学区・長田小学区・猿島小学区・森戸小学区・静小学区の 5 つの学区に分けられ、中学校区は、境第一中学校区・境第二中学校区の 2 つの学区に分けられます。

また、旧分校があった地域 (猿島小学校及び静小学校) では、約 40 年、スクールバス通学を実施しており、さらには、令和 2 年 4 月よりスクールバス事業を拡大し、新たに森戸小学校がスクールバス通学の対象となりました。現在では、猿島小学校・森戸小学校・静小学校の各小学校を中心に半径 2 km 以上の地域の児童をスクールバス通学の対象とし、対象学年についても、これまで 1 年生から 3 年生まででしたが、全学年対象へ拡充しています。



(4) 学校施設の状況

学校施設においては、その多くは昭和 50 年前後に建設され、老朽化が進行しており、今後は施設の安全と機能の維持向上に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

このため、学校施設の改修及び維持管理にかかる総費用の縮減、予算の平準化を図りつつ、今後の学校施設に求められる機能、性能を確保することを目的として、整備内容、時期、費用等を示す「境町学校施設長寿命化計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。

これらの計画を踏まえ、学校統合・施設の更新・長寿命化など検討・計画する必要があります。

【境町学校施設長寿命化計画 抜粋】

建物基本情報				劣化状況評価					
施設名	建物名	建築年度	築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 100 点満点
境小学校	校舎 1	S42	53 年	A	A	A	B	B	9 4
	校舎 2	S50	45 年	A	A	A	B	B	9 4
長田小学校	校舎	H23	9 年	B	A	A	A	A	9 8
猿島小学校	校舎	S53	42 年	B	B	C	B	B	6 2
森戸小学校	校舎 1	S53	42 年	B	B	C	B	B	6 2
	校舎 2	S53	42 年	C	B	C	C	C	5 0
静小学校	校舎 1	S47	48 年	C	B	C	B	B	5 9
	校舎 2	S55	40 年	B	C	C	B	B	5 2
境第一中学校	校舎 1	S54	41 年	B	C	C	B	B	5 2
	校舎 2	H19	13 年	A	B	A	A	A	9 3
境第二中学校	校舎 1	H2	30 年	B	C	C	B	B	5 2
	校舎 2	H7	25 年	B	B	B	B	B	7 5
	校舎 3	H15	17 年	B	B	B	A	A	8 1

築 50 年以上

A：概ね良好（20 年未満）

C：広範囲に劣化（40 年以上）

築 30 年以上

B：部分的に劣化（20 年以上 40 年未満）

D：早急に対応する必要がある

（経過年数に限らず劣化事象がある）

3 境町学校の規模・配置等に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

学校のあり方に関わる町民等の意識を明らかにし、境町学校のあり方検討委員会において、町内小中学校の適正規模・適正配置等検討の基礎資料とすることを目的として調査されました。

(2) 調査対象

- (1) 保護者 町立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者
- (2) 一般町民 20歳以上の町民（町立小中学校の保護者を除く）1,000件
- (3) 教職員 町立小・中学校に勤務する常勤の教職員
- (4) 児童生徒 町立小学校6年生の児童、町立中学校3年生の生徒

(3) 実施方法

- (1) 教職員、保護者及び児童生徒については各学校経由で配布
※回収は各学校経由で学校教育課対応
- (2) 一般町民については郵便による配布、回収（返信用封筒同封）

(4) 調査期間

- (1) 教職員、保護者 7月 1日（木）～ 7月 14日（水）
- (2) 一般町民 7月 12日（月）～ 7月 28日（水）
- (3) 児童生徒 10月 1日（木）～ 10月 8日（金）

(5) 調査票回収率

対 象	対象者数	調査方法	回収率
一般町民	1,000人 <small>（うち、300人は未就学児保護者）</small>	郵送	31.2%（312人）
保護者	1,826人	学校で配布	※ 64.1%（1,171人）
教職員	181人	学校に配布	91.2%（165人）
一般・保護者・ 教職員 合計	3,007人	—	54.8%（1,648人）
児童生徒 （小学6年生・ 中学3年生）	386人	Google フォーム	96.6%（373人）
合計	3,393人	—	59.6%（2,021人）

※兄弟姉妹が小学校または中学校に通っている場合は、一番上のお子さんを通じ、1部だけ提出いただいている為、回収率が低くなっている。

関係資料「境町学校の規模・配置等に関するアンケート調査結果報告書」

4 学校規模適正化の必要性（国の手引及び小規模校ヒアリング）

国では、全国的な人口減少・少子化に伴い、学校規模の小規模化が進んでいることから、学校規模の適正化に向けた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しており、学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方や望ましい学級数の考え方を以下の通り示しています。その手引等をもとに、学校規模の適正化の必要性を整理します。

（1）学校規模の適正化の背景

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとしています。

各市町村においては、こうした標準や通達、手引を参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化の検討を行ってきたところであり、全体として見れば、5学級以下の小規模校は減少し、標準規模の学校は増加傾向にあります。

地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているため、学校が小規模校であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しています。

（2）学校規模の適正化に関する基本的な考え方

○教育的な観点（手引P2～3抜粋）

学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方として、教育的な観点の重要性を示しています。

（学校の果たす役割）

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

（目的を達成するために）

教科等の知識や技術を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。

（目的を達成するための教育条件）

一定の規模の児童生徒集団の確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団の配置されていることが望ましいものと考えられます。

（教育条件の改善）

児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものであり、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分に勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。

○地域コミュニティの核としての性格への配慮（手引P 3 抜粋）

学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

（3）小規模校の課題

○ 学級数が少ないことによる学校運営上の課題（手引P 6～7 抜粋）

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちになる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

（複式学級の課題）

- ① 教員に特別な技術指導が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じる恐れがある。
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生じる可能性がある

○ 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題（手引P 8 抜粋）

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを活かした指導に充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学級経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる

- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる
- ⑦ 平日の校内研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境が作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

○ **学校運営上の課題が児童生徒に与える影響（手引P 8～9 抜粋）**

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

○ **学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題（手引P 10 抜粋）**

- ① 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ② クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ③ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる
- ④ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑤ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑥ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑦ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑧ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

○ **学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題（手引P 10～11 抜粋）**

- ① クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ② 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ③ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ④ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

(4) 小規模校に対するヒアリング

○目的

境町小中学校の望ましい学級数について検討を進めるため、小規模校を対象に学校長へヒアリングを実施し、学校規模による学校運営上の利点や課題等を整理します。

○対象校

- ・境町立森戸小学校
- ・境町立静小学校
- ・境町立境第二中学校

○ヒアリング内容

- ・学校概要について
- ・現状としての小規模校におけるメリット・デメリットについて
- ・今後、児童生徒が減少した場合に予想されるメリット・デメリットについて

○ヒアリング結果

【メリット（よさ）について、3校の共通事項】

- ・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい
- ・意見や感想を發表できる機会が増える
- ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい
- ・異学年間の縦の交流が生まれやすい
- ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい

【デメリット（課題）について、3校の共通事項】

- ・1学年1学級の場合、学級間の相互啓発がされにくい
- ・クラス替えが困難なことから児童生徒の人間関係や相互の評価等が固定しやすい
- ・教員一人に複数の校務分掌が集中しやすい

【今後、児童生徒数が更に減少する場合のデメリット（課題）】

- ・学校行事や集団教育活動に制約が生じやすい
- ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある
- ・教員数が少ないため、経験・教科・特性の面でバランスのとれた配置を行いにくい
- ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい
- ・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい

各学校では、学校運営の中で、これらの課題を解決するよう努めていますが、将来、児童生徒数が著しく減少した小規模校では、解決が困難な課題も多くあります。児童生徒数の減少が避けられない状況にあっては、学校の小規模化による課題を克服し、学びやすい学校規模とすることが重要です。

【ヒアリング表まとめ】

自校の学校規模における学校運営上、現在当てはまると考える事項、または、今後、更に児童生徒数が減少する場合、当てはまってくる事項は何ですか？

(当てはまる事項に☑、今後当てはまってくる事項に☒)

	小学校(1)	小学校(2)	中学校(1)	メリット(よさ)	小学校(1)	小学校(2)	中学校(1)	デメリット(課題)
学習面	☑	☑	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、補充や個別指導など、きめ細かな指導が行いやすい。 ・意見や感想を発表できる機会が増える。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	☑	☐	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	☑	☑	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	☑	☑	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことなどから、児童生徒の人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面・財政面	☑	☑	☐	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	☑	☒	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	☑	☑	☐	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	☑	☒	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

5 境町における適正（望ましい）と考える学校規模（学級数）

前述のとおり小規模校における課題を整理しましたが、児童生徒のより良い教育環境を実現していくためには、望ましい学校の規模（学級数）を定め、将来にわたり維持することが重要であることから、国の標準や茨城県の指針、小規模校ヒアリング、アンケート調査結果等を踏まえ、適正（望ましい）と考える学級数について検討する必要があります。そこで、境町における適正（望ましい）と考える学校規模（学級数）について整理します。

(1) 国や県の定める標準的な学級数

○ 【学校教育法施行規則第 41 条及び 79 条】

- ・ 小学校の標準学級数：12 学級～18 学級（1 学年 2 学級～3 学級）
- ・ 中学校の標準学級数：12 学級～18 学級（1 学年 4 学級～6 学級）

○ 【公立小・中学校の適正規模について（茨城県指針）】

- ・ 小学校では、クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。
- ・ 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる 9 学級以上が望ましい。（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能）

○ 【公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引】

【小学校】

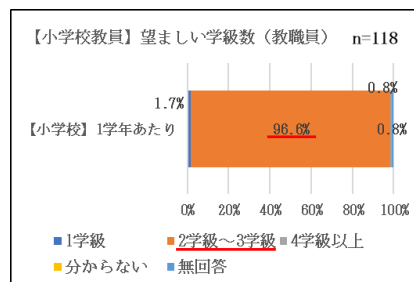
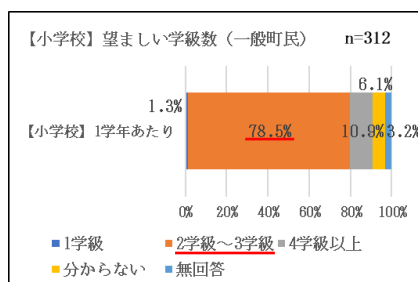
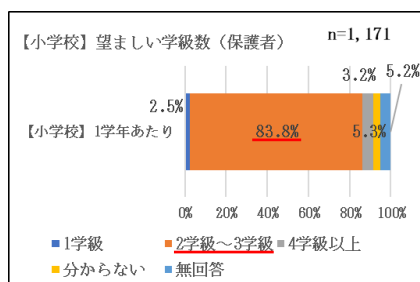
- ・ 全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために、1 学年に 2 学級以上（全体で 12 学級以上）が望ましい。

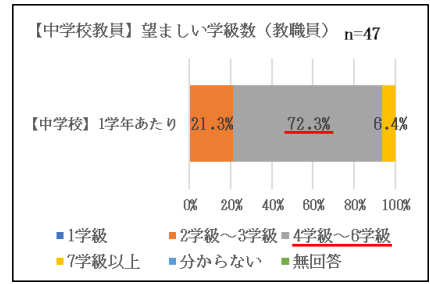
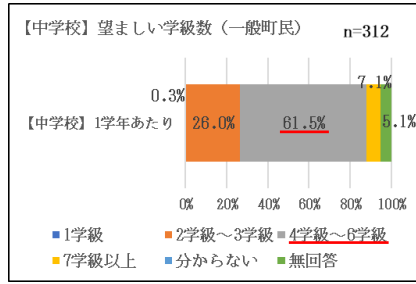
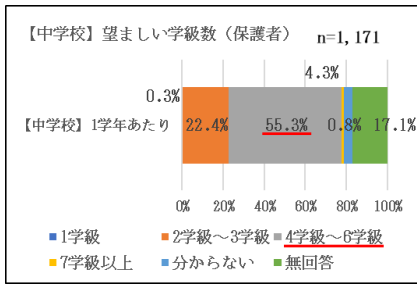
【中学校】

- ・ 全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するために、1 学年に 2 学級以上（全体で 6 学級以上）が望ましい。
- ・ 免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うために、1 学年に 3 学級以上（全体で 9 学級以上）が望ましい。

(2) アンケート結果（抜粋）

一方でアンケート結果（保護者・一般町民・教職員）によると、1 学年あたりの望ましい学級数について、全ての属性において、小学校では「2 学級～3 学級」、中学校では「4 学級～6 学級」が最も多く、国が示す標準学級数と同様になっています。また、中学校においては「2 学級～3 学級」が望ましいと回答した割合が、2 割程度であることも確認できます。





(3) 各委員からの意見

【考え方の参考例】

小学校	①全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために、1学年に2学級以上（全体で12学級以上）
中学校	①全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するために、1学年に2学級以上（全体で6学級以上） ②免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うために、1学年に3学級以上（全体で9学級以上） ③国の標準学級数である、1学年に4学級以上

- 小学校、中学校ともに、①の考え方により、1学年2学級以上が良い。中学校については、欲を言えば、①、②の考えから3学級以上が望ましい。
- 小学校について、①の考え方が理想であるが、現在の境町の学区ごとの児童数を考えると単学級になる学年があることが望ましくないとまでは言えない。
- 中学校について、①の1学年2学級以上が適正と考える。思春期にかかる生徒にとっては、より多くの人に関わることのできる複数学級が望ましい。
- 小学校は①の考え方により1学年2学級以上、中学校は②の考え方により、1学年3学級以上が良い。
- 小学校、中学校ともに、子ども達の為に良いことなら1学年2～3学級以上が良いと思います。
- 児童生徒がこれからの社会で生きていくためには、コミュニケーション能力、多様な人間関係づくり、レジリエンスが必要である。これらの必要な力を養うためには、国が定める標準に則り、小学校は2～3学級、中学校は、4～6学級が適正であるとする。
- 小学校は2学級以上、中学校は3学級以上が良いと思う。これらの学級数が維持できなければ統廃合もやむを得ないと思う。
- 小学校は①の考え方により、1学年2学級以上が良いと思います。中学校は、茨城県指針にもある②の1学年3学級以上（全体で9学級以上）が望ましいと思います。
- 1学年2学級以上が良い。その理由として、クラス替えを可能とすることで、人間関係の固定化、いじめなど防止ができる。また、運動会などの学校行事でライバル意識が高まる。さらには、複数教員を配置することで、教員同士で学習・生徒指導等、相談・協力ができる。
- 小学校、中学校ともに①の考え方により2学級以上が良いと思う。
- 低学年と高学年では、体の大きさが全然違う為、2学級以上が良いと思う。（教室で机と机の間は、床の板1枚分のみです。）長田小学校5年生の1クラス人数は40名です。3年生になった時に1クラスになりました。男の子も女の子もまだまだ体も小さかったのであまり考えなかったのですが、5年生になった今、教室に40名は狭いと思います。コロナが流行し始めた頃から給食は2クラスに別れています。授業（算数）は、先生が机と机の間がなく歩くのが困難なため、担任の先生以外に3名の先生がプラスされて授業をしていると聞いているので、少しでも空き教室があるのであれば、2クラスになればと思っています。

(4) 境町における適正（望ましい）と考える学級数の考え方

学校規模の現状のとおり、境町においては、国が示す学校規模の標準（12学級～18学級）の範囲に7校中2校しか入っていないという実態があるため、境町として適正な規模について考える必要があります。前述で整理した国の手引や県の方針、アンケート結果等を参考にし、境町として適正（望ましい）と考える学級数を次のとおりとします。

小学校の場合、12学級以上の学校規模があれば、全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できることから、複数学級以上が望ましいと考えます。

中学校の場合、9学級以上の学校規模があれば、全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員配置や免許外指導の解消が可能であること、さらには部活動で一定の数が確保できることから、3学級以上が望ましいと考えます。しかし、望ましい学校規模を確保することが難しい場合は、最低限確保したい学校規模として少なくとも2学級以上が必要と考えます。

境町における適正（望ましい）と考える学級数

○小学校 学年2学級以上（全校12学級以上）が望ましい

○中学校 学年3学級以上（全校9学級以上）が望ましい

※3学級確保できない場合は、少なくとも学年2学級以上（全校6学級以上）が必要である

※ アンケートにおいて、1学級あたり児童生徒数は何人程度が望ましいかを聞いたところ、全体（保護者・一般町民・教職員）としては、小学校及び中学校ともに「21～30人」が最も多い状況であり、1学級人数が少なくとも20人程度必要と考えると、学校全体の規模としては、小学校においては240人規模以上、中学校においては180人規模以上の学校規模が目安となります。

6 境町における適正（望ましい）と考える適正配置（通学条件）

学校の適正規模を進めていくうえで、通学区域の見直しや学校の統合等が行われると、通学条件（通学距離・通学時間）が変更されることもあります。通学距離が長くなったり、安全・安心な通学路が確保できなかったりする地域が出てくることも予想されます。そこで、通学距離や通学時間について一定の基準を示し、学校の位置や学校区を設定していく中で、身体的負担や安全面に配慮しつつ、地域の実態に応じた適切な通学手段を確保していくことが必要であると思われます。

そこで、国の定める通学距離・通学時間の目安やアンケート結果を踏まえ、境町における適正配置（通学条件）について整理します。

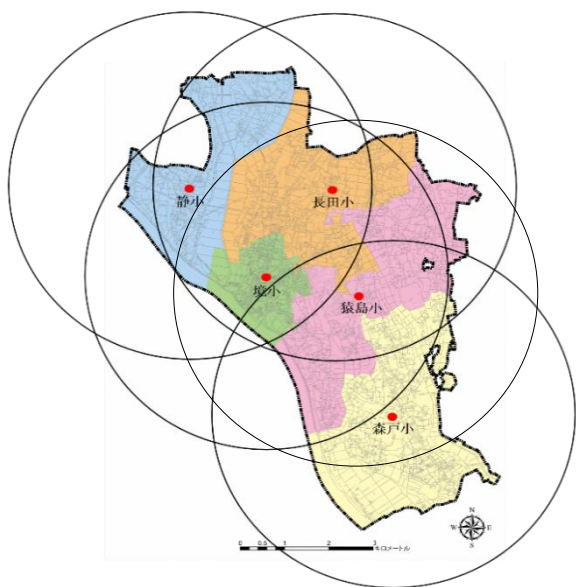
（1）国の定める通学距離・通学時間の目安

国においては、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、次のとおり定めています。

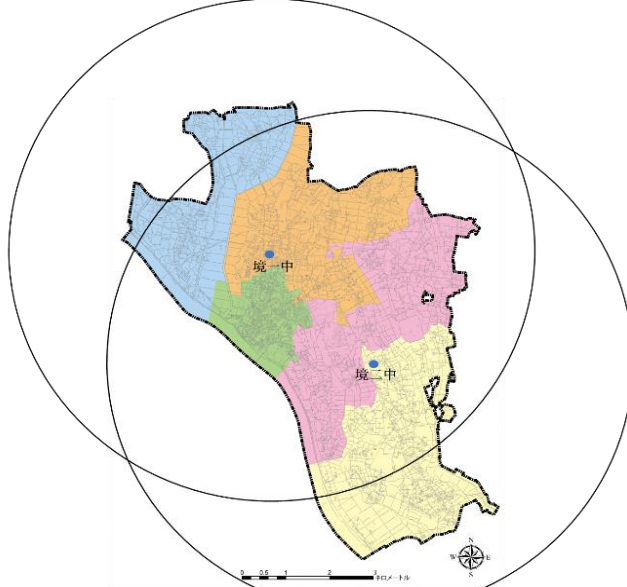
学校	通学距離	通学時間
小学校	原則 4km 以内	適切な通学手段を確保することで、おおむね 1 時間以内
中学校	原則 6km 以内	

○国が示す基準

【各小学校から半径 4km】

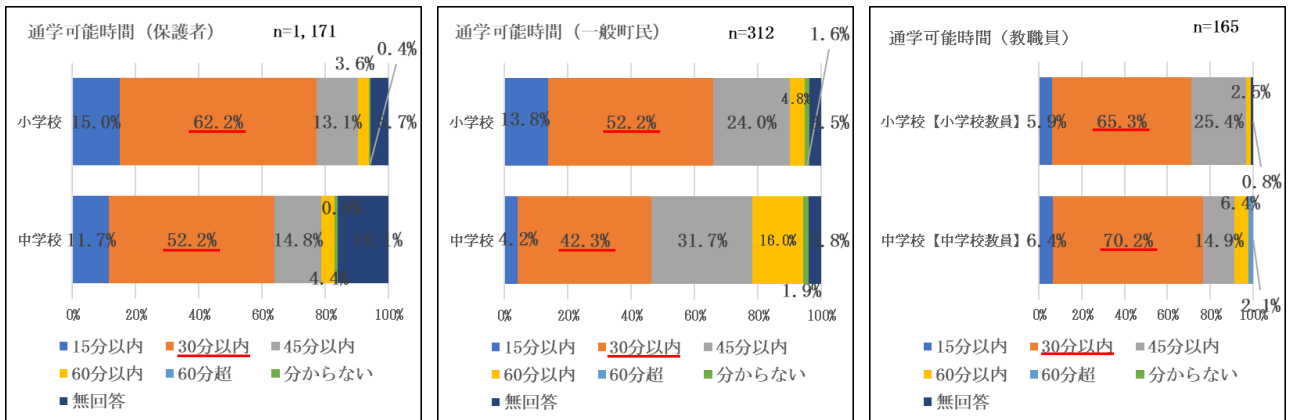


【各中学校から半径 6km】



(2) アンケート結果 (抜粋)

アンケート結果 (保護者・一般町民・教職員) によると、通学時間の許容範囲については、全ての属性において小中学校ともに「30分以内」が最も多くなっております。



(3) 境町における適正 (望ましい) と考える学校の適正配置 (通学条件) の考え方

国の示す基準によると、小中学校ともに、どの学校からも通学距離の基準の中に複数の学校が配置されており、本町では比較的近い距離に学校が配置されている状況であります。適正規模を図るうえで、仮に隣接する学校との通学区域の見直しや学校統合等をする場合でも、国の示す基準の範囲に1校配置される状況であることから、学校の規模の適正化を図るうえでの通学距離については、国の示す基準が望ましいと考えます。

また、アンケート結果においては、通学許容範囲について、小中学校ともに「30分以内」と回答した方が多くなっています。現状、一部の小学校で2km以上の児童は、スクールバスを利用している状況であります。

これらを踏まえ、本町として、適正 (望ましい) と考える学校の適正配置 (通学条件) を次のとおりとします。

適正 (望ましい) と考える学校の適正配置 (通学条件)

- 通学距離 小学校：4 km 以内 中学校：6 km 以内
- 通学時間 小学校：おおむね 30 分以内 (徒歩でおおむね 2 km 以内)
- 中学校：おおむね 30 分以内 (自転車でおおむね 4 km 以内)

【留意事項】

- 小中学校ともに、おおむね 30 分を超える場合は、通学手段 (徒歩・自転車・スクールバス等) の対策を検討する必要がある

7 学校規模の適正化に向けた具体的な方策及び留意点

学校の規模適正化を図る際には、隣接する学校の規模や地理的な条件等を十分に配慮しつつ、将来にわたって適正な規模が維持されるよう具体的な方策及び方策の留意事項について整理します。

(1) 学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

国では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、標準的な学級数を下回る場合の「対応の目安」を以下のとおり整理しています。

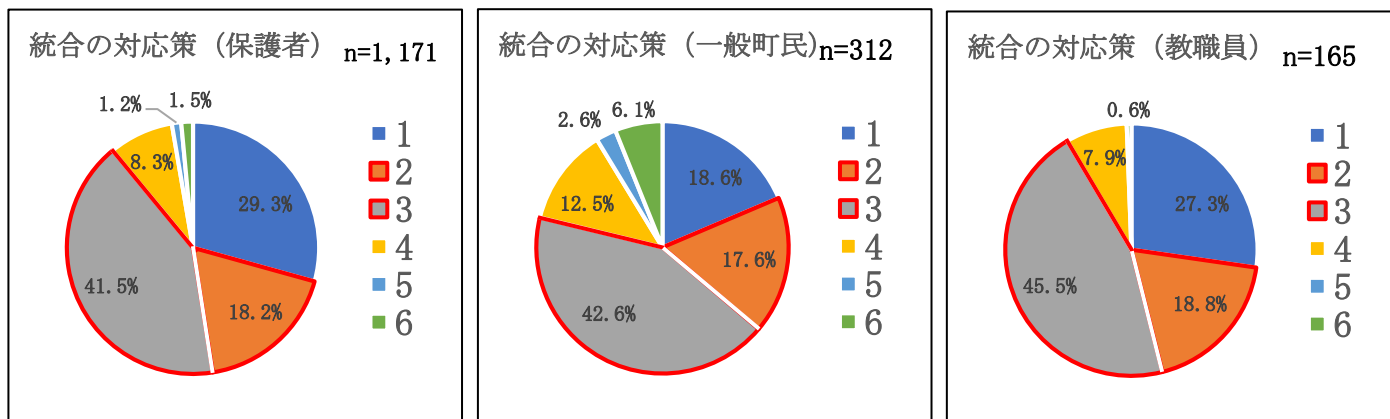
【標準的な学級数を下回る場合の対応の目安（抜粋）】

※学校規模（ ）内は、通常学級数

	学校規模	対応の目安	学校規模	
			現状	令和10年度 (見込)
小学校	6学級（クラス替えができない規模）	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、児童数が少ない場合は特に課題が大きいいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。	静小(6)	静小(6) 猿島小(6) 森戸小(6)
	7～8学級（全学年ではクラス替えができない規模）	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境のあり方を検討することが必要である。	猿島小(7) 森戸小(7)	
	9～11学級（半分以上の学年でクラス替えができる規模）	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して、今後の教育環境のあり方を検討することが必要である。	長田小(10)	長田小(11)
中学校	6～8学級（全クラスでクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模）	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して、今後の教育環境のあり方を検討することが必要である。	境二中(6)	境二中(6)

(2) アンケート結果 (抜粋)

アンケート結果 (保護者・一般町民・教職員) によると、小中学校の小規模化が進んだ場合の対応としては、各属性において、「2 適正規模確保のための統合」及び「3 通学区域を見直しても調整できない場合、統合もやむを得ない」を合わせると約6割の人が適当としています。一方で、「1 現在の学校数維持」及び「4 通学区域を見直しても調整できない場合でも統合しない」と考える人は、合わせて約3割強占めている状況です。



《回答項目》

- 1 児童生徒数や学級数について学校間で差が生じても、現在の学校数を維持する。
- 2 学校を統合し、適正な児童生徒数を確保する。
- 3 通学区域を見直して、適正な児童生徒数を確保する。見直しても学校間の児童生徒数を調整できない場合は、学校の統合もやむを得ない。
- 4 通学区域を見直して、適正な児童生徒数を確保する。見直しても学校間の児童生徒数を調整できない場合であっても、学校の統合は行わない。
- 5 その他
- 6 無回答

(3) 各委員からの意見

- 境町として2つの中学校の存在が望ましいと思うが、今後の児童生徒の推移を見ると、境二中学区は3学級にはならない。また、境二中学区において、小学校の統合を考えると、義務教育9年間1学年2学級という状況が続くことが予想される。小中一貫校としてきめ細かな教育活動を展開し、特色ある学校づくりをすることも出来るが、検討を要する。
- 2校の中学校で1学年3学級以上と考えると、学区の見直しが必要になる。1つの小学校の児童が、2つの中学校に分かれるということも出てくる。
- 小学校を3校に統合し、中学校を1校に統合することも考えられる。
- 境町に小中一貫校（9年生）を新設する。町内の小中学生に同じ教育環境及び学習機会に与えてあげたい。学校間格差の顕著は子どもたちに不公平な学習環境になる。町内の5つの小学校が規模によって不公平が生じないことを願いたい。
- 静小学校では、児童数があまりにも少ないので統廃合もやむを得ないと思うが、区長の立場からすると、町唯一の公共施設が無くなることは、地域住民の避難場所がなくなるので反対せざるをえない。
- 都市計画法等により、地区によって今後生じてくると思われる世帯数の増減が予想されるので、将来を見据えた学校の地区割りが必要ではないかと考えます。

(4) 小中学校の適正規模・適正配置を実現するための具体的な方策及び留意点

○通学区域の見直し

【概要】

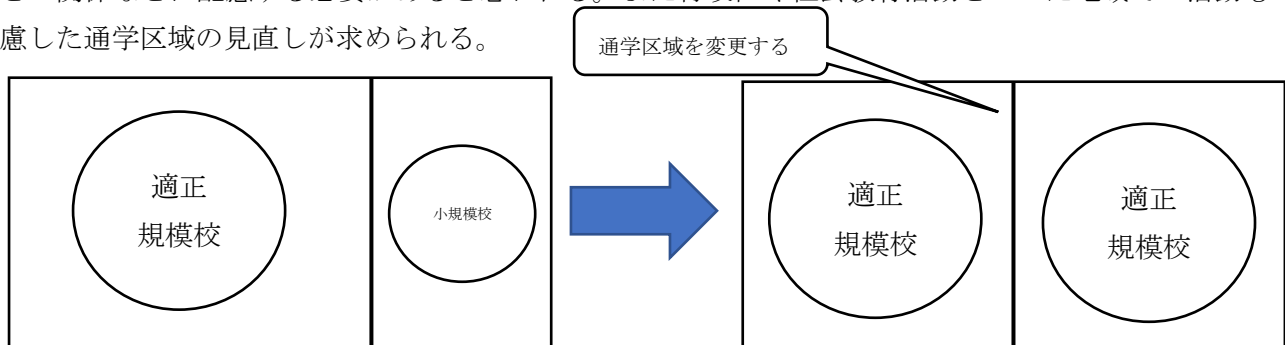
適正化を検討する範囲にある学校の通学区域と隣接する学校の通学区域の一部を変更し、学校規模の適正化を図る。

【利点】

施設整備を伴わず、比較的短期間で適正配置化が実現する。

【課題や留意点】

小規模校間では、適正規模にならない。また、通学区域の見直しにあたっては、児童生徒の生活において、通学路の安全、通学に要する時間や部活動の時間、下校後の放課後児童クラブ、家庭での学習時間など児童生徒の生活への配慮が極めて大切である。同時に、隣接する学校の児童生徒数、学校と地域との関係などに配慮する必要があると思われる。また行政区や社会教育活動といった地域での活動も考慮した通学区域の見直しが求められる。



○学校の統合

【概要】

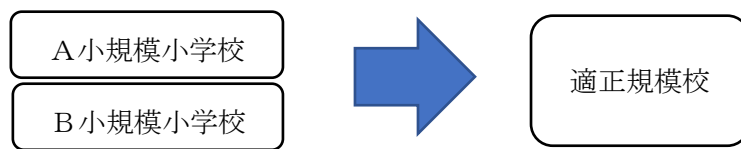
適正化を検討する範囲にある学校が、隣接する学校と統合し、学校規模の適正化を図る。

【利点】

隣接する学校区に大規模校が存在せず、通学区域の見直しでは適正化が難しい場合に有効である。

【課題や留意点】

学校の統合にあたっては、対象校の保護者や地域住民に対し、統合の趣旨、実施方法などについて十分に話し合い相互理解を図ることは極めて大切なことである。統合の際には、統合に伴う通学の安全確保、児童生徒の心のケア、実施の時期など、多くの課題があり、それら一つ一つを保護者や地域住民とともに解決していくことが大切である。



○小中一貫教育の導入

【概要】

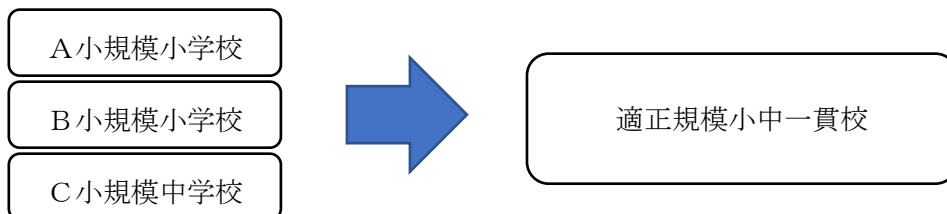
適正化を検討する範囲にある小中学校を組み合わせ、9年間を通じた教育課程を編成し、学校規模の適正化を図る。

【利点】

小中一貫型として再編することで、学校全体としての児童生徒数や教職員数を確保することができ、子ども同士の交流や小中学校間での教員の相互乗り入れ授業により、高い教育効果が期待できる。

【課題や留意点】

施設一体型・隣接型にする場合、広大な用地を確保する必要がある。また、対象校の保護者や地域住民に対し、小中一貫校の趣旨、実施方法などについて十分に話し合い相互理解を図ることは極めて大切なことである。さらには、通学の安全確保、児童生徒の心のケア、実施の時期など、多くの課題があり、それら一つ一つを保護者や地域住民とともに解決していくことが大切である。



(5) 適正化の対象校及び進め方

○ 適正化の対象校

〈小学校〉

猿島小学校 森戸小学校 静小学校

〈中学校〉

境第二中学校

※ 長田小学校については、適正（望ましい）と考える学年2学級以上（全学年で12学級以上）を下回る状況（11学級）であるが、令和10年度においても11学級規模を維持できる状況と見込まれることから、当面は、今後の児童数など教育環境の状況を見守ることが適切と考えます。

○ 適正化の進め方

- ① 基本的に同一の中学校区内における隣接する小学校間で通学区域の見直しを図ります。ただし、同一の中学校内での見直しで適正規模化が図られない場合は、隣接する中学校区内の隣接する小学校間で通学区域の見直しを図ります。

この場合、児童生徒の通学に係る距離や安全に配慮するとともに、地域コミュニティの基礎的単位でもある行政区を分割した通学区域の見直しを避けるなど、長年にわたって通学区域が地域に定着し、コミュニティなども形成されていることに配慮する必要があります。

- ② 通学区域を見直しても、学校規模の適正化が図れない場合には、通学区域が隣接する学校との統合を図ります。
- ③ 地理的条件等により統合が困難な状況がある場合には、小規模校のメリットを最大限に生かす方策や、デメリットの緩和策を図る必要があります。
- ④ 統合により、中学校区内に小中学校とも1校となり、かつ、教育環境や敷地・施設の面等で要件が満たされる場合には、小学校と中学校の施設を一体的に配置する小中一貫校として整備することが、効果的であると考えます。
- ⑤ 児童生徒が安全で安心して学校生活を送り、自らの力を発揮できるよう快適な施設・設備の整備は重要であり、対象校の中には、老朽化により改築あるいは長寿命化改修の時期を迎えている学校があることから、適正化にむけた速やかな取組みが必要となります。

○ 適正化を進めるうえでの基本的留意事項等

① 児童生徒への配慮

適正化を図ると、児童生徒は新たな人間関係づくりや学習環境の変化への対応が求められることとなります。新たな学校生活に戸惑うことがないよう、児童生徒に対するきめ細やかな指導が行き届くように配慮する必要があります。

② 通学への配慮

適正化により児童生徒の通学区域が広がる場合は、区域内の交通事情を考慮のうえ、通学距離、通学時間による心身に与える影響やスクールバスの導入などの通学手段について十分検討し、児童生徒の安全性を確保する必要があります。

③ 保護者や地域への配慮

学校の役割として、アンケートで多かった「基礎的な知識、技能を身に付けるところ」、「先生や友達、先輩・後輩関係の中で多様な人間関係を学ぶところ」、「社会性や規範意識を身に付けるところ」など、学校の役割を果たすための望ましい環境を整備するという視点から、保護者や地域の期待に添える新しい学校づくりを目指す必要があります。また、防災や地域の交流の場など、学校のもつ地域的な意義を踏まえて、保護者や地域に十分な説明を行い、理解と協力を得て進めていくように努めることが重要です。

おわりに

当委員会では、境町の現状とその課題、人口や財政などの将来展望を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境を作ることを第一に、境町立小中学校の適正規模及び適正配置について6回にわたる委員会で検討を進めてきました。

教育的視点から、子どもたちにとってどのような教育がもっとも望ましいものであるかを考えたとき、教育環境の違いにより、子どもたちが学校で得られるはずのさまざまな経験を積む機会に差が生じないように、また個々の児童生徒について十分に行き届いた指導ができるようにすることが大切であります。このため、学校規模の条件が満たされていない学校については、通学区域の再編や統合などにより、その規模や配置について適正化を図ることが必要になります。そこで、教育委員会におかれましては、当委員会の提言内容や教育の動向、児童生徒数の推移、町の財政状況などを踏まえたうえで、「学校の再編整備計画」の策定を検討してください。検討するにあたっては、学校関係者、保護者、地域の方々からの意見を十分に聞き、地域住民など多くの人々との関わりや歴史的背景などを顧慮することも大切になります。また、児童生徒や保護者、地域住民への配慮や十分な説明を行う必要があると考えます。最後にこの提言が児童生徒の心身とも健やかな成長に寄与し、境町立小中学校の教育環境の整備及び学校教育の充実に役立つことを願います。

資料編

- 要綱
- 検討委員会名簿
- 検討委員会の開催経過
- 児童数及び学級数の推移
- 境町学校の規模・配置等に関するアンケート調査結果報告書
- 境町学校の規模・配置等に関するアンケート調査結果からみた課題等の整理

境町学校のあり方検討委員会設置要綱

令和3年4月28日教委告示第1号

(設置)

第1条 町における児童生徒数の推移を踏まえ、境町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、境町学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、境町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 町議会を代表する者
- (4) 学校・園の校長・園長を代表する者
- (5) 保護者を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言を行った日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付則

この告示は、公布の日から施行する。

境町学校のあり方検討委員会委員名簿

◎：委員長 ○副委員長

(敬称略)

委員区分	役職等	氏名
学識経験者	茨城大学大学院 教育学研究科 教授	◎加藤 崇英
	退職校長会 会長 (境小学校評議員)	○神坂 州男
	元県立高校 校長	福島 克郎
	元県立高校教諭 (境第二中学校評議員)	野村 正昭
地域住民を代表する者	長田小学校評議員	菊地 義行
	猿島小学校評議員	関 英子
	森戸小学校評議員	中村 いつ子
	静小学校評議員	小野里 吉松
	境第一中学校評議員	木村 泰之
	町区長会 会長	島根 孝男
町議会を代表する者	総務建設農政常任委員会 委員長	岩崎 博
	教育福祉常任委員会 委員長	鈴木 英明
学校・園の校長・園長を代表する者	町校長会 会長	篠崎 浩(R3.7~R4.3) 関塚 滋(R4.4~5)
	町校長会 副会長 境町立境第一中学校 校長	針替 直哉(R3.7~R4.3) 武田 弘(R4.4~5)
	認定こども園協議会 会長	山下 道子
	おおぞら保育園 園長	大越 素子
保護者を代表する者	町PTA連絡協議会 会長	山田 正樹
	町PTA連絡協議会 副会長	太田 吉彦
	町P連女性ネットワーク 委員長	本谷 多賀子
	町P連女性ネットワーク 副委員長	飯田 千暢

境町学校のあり方検討委員会開催の経過について

会議名	内 容
第1回境町学校のあり方検討委員会 【令和3年7月13日（火）午後3時】 境町役場4階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の適正規模・適正配置の考え方について ・児童生徒数の現状と将来推計について ・通学区域図について ・学校施設の状況について
第2回境町学校のあり方検討委員会 【令和3年10月5日（火）午後3時】 境町役場4階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の規模・配置等に関するアンケート調査結果（中間報告）について ・課題の整理（適正規模・適正配置）について
第3回境町学校のあり方検討委員会 【令和3年11月16日（火）午後3時】 境町役場4階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理（小規模校の学校長を対象としたヒアリング）について ・学校の規模・配置等に関するアンケート調査結果報告について
第4回境町学校のあり方検討委員会 【令和4年3月1日（火）午後1時30分】 境町役場4階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・当町における規模・配置適正化のための基本的な考え方について
第5回境町学校のあり方検討委員会 【令和4年4月19日（火）午後1時30分】 境町役場4階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・境町立小中学校の適正規模及び適正配置に関する提言書（案）について
第6回境町学校のあり方検討委員会 【令和4年5月23日（月）午後1時30分】 境町役場4階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終提言書（案）について ・提言書の提出

○児童数及び学級数の推移について（小学校）

※ 小学校は、現在1、2年生は35人学級、3年生以上は今後1年ごとに学年進行で35人学級

小学校	学年	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8		R 9		R 10	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
境小学校	1	78	3	64	2	74	3	67	2	78	3	79	3	62	2	74	3
	2	78	3	78	3	64	2	74	3	67	2	78	3	79	3	62	2
	3	82	3	78	3	78	3	64	2	74	3	67	2	78	3	79	3
	4	71	2	82	3	78	3	78	3	64	2	74	3	67	2	78	3
	5	84	3	71	2	82	3	78	3	78	3	64	2	74	3	67	2
	6	67	2	84	3	71	2	82	3	78	3	78	3	64	2	74	3
	合計	460	16	457	16	447	16	443	16	439	16	440	16	424	15	434	16
長田小学校	1	38	2	61	2	48	2	49	2	40	2	59	2	33	1	41	2
	2	45	2	38	2	61	2	48	2	49	2	40	2	59	2	33	1
	3	42	2	45	2	38	2	61	2	48	2	49	2	40	2	59	2
	4	50	2	42	2	45	2	38	2	61	2	48	2	49	2	40	2
	5	36	1	50	2	42	2	45	2	38	2	61	2	48	2	49	2
	6	40	1	36	1	50	2	42	2	45	2	38	2	61	2	48	2
	合計	251	10	272	11	284	12	283	12	281	12	295	12	290	11	270	11
猿島小学校	1	25	1	30	1	33	1	26	1	29	1	11	1	18	1	18	1
	2	29	1	25	1	30	1	33	1	26	1	29	1	11	1	18	1
	3	24	1	29	1	25	1	30	1	33	1	26	1	29	1	11	1
	4	41	2	24	1	29	1	25	1	30	1	33	1	26	1	29	1
	5	27	1	41	2	24	1	29	1	25	1	30	1	33	1	26	1
	6	28	1	27	1	41	2	24	1	29	1	25	1	30	1	33	1
	合計	174	7	176	7	182	7	167	6	172	6	154	6	147	6	135	6
森戸小学校	1	23	1	23	1	26	1	22	1	23	1	14	1	20	1	20	1
	2	37	2	23	1	23	1	26	1	22	1	23	1	14	1	20	1
	3	24	1	37	2	23	1	23	1	26	1	22	1	23	1	14	1
	4	26	1	24	1	37	2	23	1	23	1	26	1	22	1	23	1
	5	26	1	26	1	24	1	37	2	23	1	23	1	26	1	22	1
	6	28	1	26	1	26	1	24	1	37	2	23	1	23	1	26	1
	合計	164	7	159	7	159	7	155	7	154	7	131	6	128	6	125	6
静小学校	1	17	1	16	1	23	1	16	1	9	1	10	1	9	1	7	1
	2	13	1	17	1	16	1	23	1	16	1	9	1	10	1	9	1
	3	16	1	13	1	17	1	16	1	23	1	16	1	9	1	10	1
	4	15	1	16	1	13	1	17	1	16	1	23	1	16	1	9	1
	5	13	1	15	1	16	1	13	1	17	1	16	1	23	1	16	1
	6	12	1	13	1	15	1	16	1	13	1	17	1	16	1	23	1
	合計	86	6	90	6	100	6	101	6	94	6	91	6	83	6	74	6

○生徒数及び学級数の推移について（中学校）

※ 中学校は、40人学級

中学校	学年	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8		R 9		R 10	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
境第一中学校	1	121	4	119	4	133	4	136	4	140	4	136	4	133	4	141	4
	2	118	4	121	4	119	4	133	4	136	4	140	4	136	4	133	4
	3	128	4	118	4	121	4	119	4	133	4	136	4	140	4	136	4
	合計	367	12	358	12	373	12	388	12	409	12	412	12	409	12	410	12
境第二中学校	1	76	2	56	2	53	2	67	2	48	2	66	2	48	2	53	2
	2	59	2	76	2	56	2	53	2	67	2	48	2	66	2	48	2
	3	60	2	59	2	76	2	56	2	53	2	67	2	48	2	66	2
	合計	195	6	191	6	185	6	176	6	168	6	181	6	162	6	167	6